



# 三重県公報

令和2年7月17日 (金)

第 124 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
456	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	2
457	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	2
458	土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大気・水環境課)	2
459	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	2
460	同件	(同)	3
461	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	3
462	同件	(同)	4
463	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	6
464	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	7
<b>公 告</b>			
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	7
	指定管理者の募集	(観光政策課)	7
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	9
<b>人 事 委 公 告</b>			
	令和2年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の実施	(人事委員会)	9
	令和2年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の実施	(同)	11
	令和2年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験の実施	(同)	12
	令和2年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験の実施	(同)	13
	令和2年度三重県警察官A採用候補者試験(第2回目)の実施	(同)	14
	令和2年度三重県警察官B採用候補者試験の実施	(同)	16

**告 示**

**三重県告示第 456 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2451380014	名張市介護老人保健施設「ゆりの里」	名張市百合が丘西 1 番町 179 番地	名張市	令和 2 年 6 月 30 日	通所リハビリテーション
2470204526	ルート	四日市市浜田町 7 番 5 号	合同会社ルート	令和 2 年 3 月 31 日	訪問介護
2470703519	和親	松阪市下村町 346 番地 15	特定非営利活動法人和親	令和 2 年 6 月 30 日	訪問介護

**三重県告示第 457 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2451380014	名張市介護老人保健施設「ゆりの里」	名張市百合が丘西 1 番町 179 番地	名張市	令和 2 年 6 月 30 日	介護予防通所リハビリテーション

**三重県告示第 458 号**

土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 形質変更時要届出区域  
名張市夏見字坊垣（3250 番、3251 番 1、3251 番 2、3252 番 1、3252 番 2、3252 番 3、3253 番 2、3254 番、3255 番、3257 番、3258 番、3259 番、3260 番 2、3263 番、3272 番 4 及び 3273 番 2）のうち一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

**三重県告示第 459 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
員弁川支川	桑名市額田	土石流

	(詳細は次の図のとおり)	
蓮花寺	桑名市蓮花寺 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 460 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田切川上流-2	いなべ市北勢町上切 (詳細は次の図のとおり)	土石流
田切川左支流	いなべ市北勢町畑毛 (詳細は次の図のとおり)	土石流
材木川	いなべ市藤原町大貝戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流
馬落	いなべ市藤原町坂本 (詳細は次の図のとおり)	土石流
向平 4	いなべ市北勢町向平 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑毛 10	いなべ市北勢町畑毛 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 461 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
増田-1	桑名市蓮花寺 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
増田-2	桑名市蓮花寺 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西別所 1	桑名市西別所 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西別所 2	桑名市西別所 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
額田	桑名市額田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森忠 1	桑名市森忠 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森忠 2	桑名市森忠 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮花寺 1	桑名市蓮花寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮花寺 2	桑名市蓮花寺第四 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

蓮花寺 4	桑名市蓮花寺第一 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
増田 1	桑名市増田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
額田 4	桑名市額田第四 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
額田 6	桑名市有吉台 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮花寺 5	桑名市蓮花寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
額田 1	桑名市八字谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
額田 2	桑名市八字谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤ヶ丘 1	桑名市藤ヶ丘 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星見ヶ丘 1	桑名市星見ヶ丘 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮花寺 3	桑名市蓮花寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
額田 5	桑名市額田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
額田 7	桑名市額田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
額田 8	桑名市額田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮花寺 10	桑名市蓮花寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西別所 6	桑名市西別所 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森忠 4	桑名市芳ヶ崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤ヶ丘 2	桑名市藤ヶ丘 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮花寺 6	桑名市蓮花寺、藤ヶ丘 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮花寺 7	桑名市蓮花寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮花寺 8	桑名市蓮花寺、藤ヶ丘 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮花寺 9	桑名市蓮花寺、松ノ木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 462 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項

田切川上流-1	いなべ市北勢町上切 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
御弁当谷南	いなべ市北勢町二之瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西貝野-1	いなべ市北勢町西貝野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川原 1	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 2	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 3	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 4	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 5	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 6	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二之瀬 1	いなべ市北勢町二之瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二之瀬 2	いなべ市北勢町二之瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田辺 1	いなべ市北勢町田辺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田辺 2	いなべ市北勢町田辺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田辺 4	いなべ市北勢町田辺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塩崎 1	いなべ市北勢町塩崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塩崎 2	いなべ市北勢町塩崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
畑毛 1	いなべ市北勢町畑毛 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
畑毛 2	いなべ市北勢町畑毛 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原一色 1	いなべ市北勢町小原一色 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原一色 2	いなべ市北勢町小原一色 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向平 1	いなべ市北勢町向平 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向平 2	いなべ市北勢町向平 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 22	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 23	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 8	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 9	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 10	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 12	いなべ市北勢町川原	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
小原一色 6	いなべ市北勢町小原一色 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 7	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 11	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 14	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 15	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 18	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二之瀬 3	いなべ市北勢町二之瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二之瀬 4	いなべ市北勢町二之瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二之瀬 5	いなべ市北勢町二之瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原一色 5	いなべ市北勢町小原一色 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
畑毛 3	いなべ市北勢町畑毛 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原一色 7	いなべ市北勢町小原一色 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塩崎 4	いなべ市北勢町塩崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田辺 3	いなべ市北勢町田辺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
畑毛 11	いなべ市北勢町畑毛 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
畑毛 12	いなべ市北勢町畑毛 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原 21	いなべ市北勢町川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 463 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
材木川	いなべ市藤原町大貝戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 28 年 2 月 19 日
馬落	いなべ市藤原町坂本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 28 年 2 月 19 日

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

**三重県告示第 464 号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、南牟婁郡紀宝町及び同郡御浜町において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 2 年 8 月 24 日（月）	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	紀宝町井田公民館
令和 2 年 8 月 24 日（月）	午後 3 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	紀宝町大里多目的集会施設
令和 2 年 8 月 25 日（火）	午前 9 時から 午前 11 時 30 分まで	紀宝町役場本庁舎
令和 2 年 8 月 26 日（水）	午前 9 時から 午前 10 時まで	御浜町志原公民館
令和 2 年 8 月 26 日（水）	午前 11 時から 正午まで	御浜町尾呂志公民館
令和 2 年 8 月 27 日（木）	午前 9 時から 正午まで	御浜町阿田和公民館
令和 2 年 8 月 28 日（金）	午前 9 時から 正午まで	御浜町下市木公民館
令和 2 年 8 月 31 日（月）	午前 11 時から	電気式はかり所在場所
令和 2 年 9 月 1 日（火）	午前 9 時から	電気式はかり所在場所 ※予備日

**公 告**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
農事組合法人 向平営農組合	いなべ市	いなべ市北勢町畑毛字中切 55 ほか 2 筆
有限会社 トラストファーム小俣	伊勢市	伊勢市小俣町明野 2008-1 ほか 66 筆
株式会社 あぐりん伊勢	伊勢市	伊勢市小俣町明野 97 ほか 2 筆
小林 誠	度会郡玉城町	度会郡玉城町妙法寺内このき 60 ほか 1 筆
山下 弘文	伊賀市	伊賀市山畑向田 5033
山下 行信	伊賀市	伊賀市山畑野田 2431

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 2 年 7 月 17 日

次のとおり三重県営サンアリーナに係る指定管理者を募集します。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 施設の概要

- (1) 名称  
三重県営サンアリーナ
- (2) 所在地  
三重県伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4
- (3) 規模等  
竣 工 平成 6 年 5 月  
延床面積 24,312 m<sup>2</sup>  
構 造 鉄筋コンクリート造及び鉄筋造 3 階建

## 2 指定期間（予定）

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 3 指定管理者が行う業務

- (1) 三重県営サンアリーナ（以下「サンアリーナ」といいます。）の事業の実施に関する業務
- (2) サンアリーナの施設等（設備及び器具を含みます。）の利用の許可等に関する業務
- (3) サンアリーナの利用料金の收受等に関する業務
- (4) サンアリーナの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) その他サンアリーナの管理上必要と認める業務

## 4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であって 5(3)の現地説明会に参加できる者その他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

## 5 申請の手續等に関する事項

## (1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

## (2) 募集要項の配布方法

7 の場所で、令和 2 年 7 月 17 日（金）から同年 8 月 7 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで配布します（正午から午後 1 時まで並びに土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、募集要項及び仕様書は、原則として県のホームページからダウンロードしていただくか、郵送で対応させていただきます。

郵送を希望する場合は着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7 の場所宛てに令和 2 年 8 月 3 日（月）午後 5 時までに必着するようにお申し込みください。

## (3) 現地説明会

サンアリーナで、令和 2 年 8 月 3 日（月）午後 1 時から行います。現地説明会に参加を希望する法人等は、令和 2 年 7 月 28 日（火）午後 5 時までに 7 の場所までお申し込みください。当該説明会に参加していなかった法人等は、指定管理者指定申請書を提出することができません。詳細については、募集要項を参照してください。

## (4) 申請書類の受付

7 の場所へ令和 2 年 8 月 26 日（水）から同年 9 月 2 日（水）までの間に持参又は郵送してください。

なお、持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時まで並びに土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和 2 年 9 月 2 日（水）午後 5 時必着とします。

## 6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会での議決を経て指定します。

## 7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県雇用経済部観光局観光政策課観光政策班 担当 村上  
電話 059-224-2077  
ファクシミリ 059-224-2081  
電子メール kanko@pref.mie.lg.jp



測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 作業種類  
基本測量（地盤沈下関連水準測量及び河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業期間  
令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

第 2

- 1 作業種類  
基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間  
令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
四日市市

人事委公告

令和 2 年度三重県職員採用候補者 B 試験及び C 試験を次のとおり実施します。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

(1) B 試験

試験区分	採用予定数
行政（スポーツ）	約 1 名
警察事務	約 8 名
司 書	約 1 名

(2) C 試験

試験区分		採用予定数
一般行政分野	一般事務	約 9 名
自然分野	農 業	約 2 名
工学分野	総合土木	約 5 名
警察事務		約 5 名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁、病院事業庁等において事務又は技術的業務に従事します。ただし、警察事務は警察本部又は警察署において事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次の試験の種類ごとに、それぞれ掲げる要件の全てに該当する人が受験できます。

(1) B 試験

ア 平成 5 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた人

イ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人

ウ 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

エ スポーツ分野において、試験実施年度前 3 年間（ただし、オリンピック等 4 年に 1 度開催される国際大会については 4 年間に、下記に掲げるいずれかの成績を収めた人（ただし、試験区分「行政（スポーツ）」に限ります。）

(ア) 国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会及びそれらと同等の国際大会）に日本代表として出場した選手

(イ) 全国大会（国民体育大会、全日本選手権大会、全日本実業団選手権大会及びそれらと同等の全国大会）に出場し、個人種目は 3 位以上、団体種目は 8 位以上の成績を収めた選手

(2) C 試験

ア 平成 11 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた人

イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人

ウ 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

5 第 1 次試験

(1) 試験種目

ア B 試験

(ア) 行政（スポーツ）

教養試験及びエントリーシート試験

(イ) 警察事務及び司書

教養試験及び専門試験

イ C 試験

(ア) 一般事務及び警察事務

教養試験

(イ) 農業及び総合土木

教養試験及び専門試験

(2) 試験日

令和 2 年 9 月 27 日（日）

(3) 試験会場

ア B 試験

三重県立津高等学校（津市新町 3-1-1）

イ C 試験

三重県立津高等学校（津市新町 3-1-1）

三重県伊勢庁舎（伊勢市勢田町 628-2）

三重県尾鷲庁舎（尾鷲市坂場西町 1-1）

6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

ア B 試験

論文試験及び総合人物試験

イ C 試験

作文試験及び総合人物試験

(2) 試験日及び試験会場

令和 2 年 10 月下旬から同年 11 月上旬までの指定する日

第 1 次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込み

三重県職員採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込むことができます。

また、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも受験申込書を配布します。

8 受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

9 受験申込書の受付期間

令和2年7月21日（火）から同年8月24日（月）までとします。

なお、郵送による申込みは、令和2年8月24日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、同日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

10 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者B試験又はC試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和3年4月1日の予定です。

11 その他

(1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、受験申込書の配布場所でも配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和2年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験を次のとおり実施します。

令和2年7月17日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

(1) B試験

試験区分	採用予定数
学校事務	約22名

(2) C試験

試験区分	採用予定数
学校事務	約3名

2 職務内容

市町立小中学校において、一般事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次の試験の種類ごとに、それぞれ掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

(1) B試験

ア 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人

(2) C試験

ア 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

5 第1次試験

(1) 試験種目

ア B試験

教養試験及び専門試験

イ C試験

教養試験

(2) 試験日

令和2年9月27日（日）

(3) 試験会場

ア B試験

三重県立津高等学校（津市新町3-1-1）

イ C試験

三重県立津高等学校（津市新町 3-1-1）

三重県伊勢庁舎（伊勢市勢田町 628-2）

三重県尾鷲庁舎（尾鷲市坂場西町 1-1）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

ア B試験

論文試験及び総合人物試験

イ C試験

作文試験及び総合人物試験

(2) 試験日及び試験会場

令和2年10月下旬から同年11月上旬までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込み

三重県職員採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込むことができます。

また、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも受験申込書を配布します。

8 受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

9 受験申込書の受付期間

令和2年7月21日（火）から同年8月24日（月）までとします。

なお、郵送による申込みは、令和2年8月24日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、同日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

10 採用

この試験の合格者は、市町立小中学校職員採用候補者B試験又はC試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和3年4月1日の予定です。

11 その他

(1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、受験申込書の配布場所でも配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和2年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和2年7月17日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

試験区分	採用予定数
一般事務	約5名
警察事務	約1名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁、病院事業庁等において事務に従事します。ただし、警察事務は警察本部又は警察署において事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次に掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

- (1) 昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた人
  - (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人
  - (3) 平成 11 年改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による準禁治産者の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とする人を除く。）
  - (4) 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）
- 5 第 1 次試験
- (1) 試験種目  
職務基礎力試験及び適性検査（適性検査は第 2 次試験の総合人物試験において評価します。）
  - (2) 試験日  
令和 2 年 9 月 27 日（日）
  - (3) 試験会場  
三重県立津高等学校（津市新町 3-1-1）  
三重県庁講堂（津市広明町 13）
- 6 第 2 次試験
- 第 1 次試験合格者について次により行います。
- (1) 試験種目  
作文試験及び総合人物試験
  - (2) 試験日及び試験会場  
令和 2 年 10 月下旬の指定する日  
第 1 次試験合格通知で指定する場所
- 7 受験申込み
- 三重県職員採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込むことができます。
- また、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも受験申込書を配布します。
- 8 受験申込書の提出先  
三重県人事委員会事務局
- 9 受験申込書の受付期間  
令和 2 年 7 月 21 日（火）から同年 8 月 28 日（金）までとします。
- なお、郵送による申込みは、令和 2 年 8 月 28 日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、同日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。
- 10 採用
- この試験の合格者は、社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。
- 採用の時期は、令和 3 年 4 月 1 日の予定です。
- 11 その他
- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、受験申込書の配布場所でも配布します。
  - (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和 2 年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

試験区分	採用予定数
学校事務	約 1 名

2 職務内容

市町立小中学校において、一般事務に従事します。

## 3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 30 年三重県条例第 10 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

## 4 受験資格

次に掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

- (1) 昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた人
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人
- (3) 平成 11 年改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による準禁治産者の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とする人を除く。）

## 5 第 1 次試験

## (1) 試験種目

職務基礎力試験及び適性検査（適性検査は第 2 次試験の総合人物試験において評価します。）

## (2) 試験日

令和 2 年 9 月 27 日（日）

## (3) 試験会場

三重県立津高等学校（津市新町 3-1-1）

三重県庁講堂（津市広明町 13）

## 6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

## (1) 試験種目

作文試験及び総合人物試験

## (2) 試験日及び試験会場

令和 2 年 10 月下旬の指定する日

第 1 次試験合格通知で指定する場所

## 7 受験申込み

三重県職員採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込むことができます。

また、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも受験申込書を配布します。

## 8 受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

## 9 受験申込書の受付期間

令和 2 年 7 月 21 日（火）から同年 8 月 28 日（金）までとします。

なお、郵送による申込みは、令和 2 年 8 月 28 日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、同日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

## 10 採用

この試験の合格者は、社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験採用候補者名簿に記載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和 3 年 4 月 1 日の予定です。

## 11 その他

(1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、受験申込書の配布場所でも配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和 2 年度三重県警察官 A 採用候補者試験（2 回目）を次のとおり実施します。

令和 2 年 7 月 17 日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

## 1 試験区分及び採用予定数

試験区分	採用予定数
------	-------

警察官 A	男性	約 41 名
	女性	約 12 名
	情報技術	約 1 名

## 2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

## 3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

## 4 受験資格

- (1) 昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた人（「男性」にあつては男性、「女性」にあつては女性とします。）で、次に掲げるもの
  - ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び令和 3 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの人
  - イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
  - ア 日本の国籍を有しない人
  - イ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当する人

## 5 第 1 次試験

- (1) 試験種目
 

警察官 A（男性・女性）	教養試験、論文試験、適性検査
警察官 A（情報技術）	教養試験、専門試験 I、論文試験、適性検査

論文試験は第 1 次試験日に行いますが、第 1 次試験合格者を対象に採点し、第 2 次試験として評価します。

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。
- (2) 試験日  
令和 2 年 9 月 20 日（日）
- (3) 試験会場
  - 三重県警察学校（津市高茶屋 4-36-9）
  - 三重県警察本部（津市栄町 1-100）
  - 三重県庁講堂（津市広明町 13）

## 6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

- (1) 試験種目  
人物試験、身体検査
- (2) 試験日及び試験会場  
令和 2 年 11 月 10 日（火）から同月 20 日（金）までの指定する日  
第 1 次試験合格通知で指定する場所

## 7 受験申込書の配布場所

三重県職員採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込むことができます。

三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署

## 8 受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

## 9 受験申込書の受付期間

令和 2 年 7 月 21 日（火）から同年 8 月 24 日（月）までとします。

なお、郵送による申込みは、令和 2 年 8 月 24 日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、同日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

## 10 採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和3年4月1日の予定です。

## 11 その他

- (1) 警察官A（男性）については、この試験と同時に、大阪府の警察官（巡査）の採用候補者試験を共同で行います。

なお、大阪府の採用予定数は、約3名です。

- (2) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、受験申込書の配布場所でも配布します。

- (3) 令和2年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止となりました。

- (4) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和2年度三重県警察官B採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和2年7月17日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

## 1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
警察官B	男性	約21名
	女性	約9名

## 2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

## 3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

## 4 受験資格

- (1) 昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人（「男性」にあつては男性、「女性」にあつては女性とします。）で、次に掲げる要件に該当しないもの

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は令和3年3月31日までに卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

## 5 第1次試験

- (1) 試験種目

教養試験、作文試験、適性検査

作文試験は第1次試験日に行いますが、第1次試験合格者を対象に採点し、第2次試験として評価します。

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。

- (2) 試験日

令和2年9月20日（日）

- (3) 試験会場

三重県警察学校（津市高茶屋4-36-9）

三重県警察本部（津市栄町1-100）

三重県庁講堂（津市広明町13）

三重県伊勢警察署（伊勢市神田久志本町1481-3）



三重県尾鷲警察署（尾鷲市古戸町 1-50）

6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

人物試験、身体検査

(2) 試験日及び試験会場

令和 2 年 11 月 10 日（火）から同月 20 日（金）までの指定する日

第 1 次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込書の配布場所

三重県職員採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込むことができます。

三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署

8 受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

9 受験申込書の受付期間

令和 2 年 7 月 21 日（火）から同年 8 月 24 日（月）までとします。

なお、郵送による申込みは、令和 2 年 8 月 24 日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、同日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

10 採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和 3 年 4 月 1 日の予定です。

11 その他

- (1) 警察官 B（男性）については、この試験と同時に、大阪府の警察官（巡査）の採用候補者試験を共同で行います。

なお、大阪府の採用予定数は、約 2 名です。

- (2) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、受験申込書の配布場所でも配布します。

- (3) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---